

処 分 基 準 整 理 票

処分名	放置自動車の処理費用の請求	
根拠法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第 1 9 条第 2 項
基準法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第 1 9 条第 2 項
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
【処分基準】 ・ 文書の名称【大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例】 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 [放置自動車の処理費用の請求の基準] 放置自動車の処理費用の請求は、大津市が大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 7 条の規定により廃物と認定した放置自動車の処理を行った後に、その所有者等が判明した場合に、その所有者等に対し行う。		

参考

[根拠法令] [基準法令]

大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

第19条2 市長は、第17条の規定により廃物と認定した放置自動車の処理を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処理に要した費用を請求することができる。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。